

盛土条例に係る説明会(令和4年4月開催)に寄せられた質問に対する回答(令和4年5月)

No.	質問	回答
1	条例に基づく届出(許可)は発注者(事業者)が行うのでしょうか。それとも施工業者が行うのでしょうか。	条例の許可等に係る手続きは発注者(事業者)が行うこととなります。
2	県の発注工事の特記仕様書等に記載されている民間残土処分場は本条例の許可が必要と考えてよいのでしょうか。	条例の施行後(R4.5.1)に新設する公共工事残土処分場は、条例の許可が必要になります。施行前から残土を受入れている公共工事残土処分場については、盛土の規模拡大等の事業計画を変更する場合は許可が必要になります。
3	盛土の技術基準では、排水施設に貯水池は必要でしょうか。	事業の内容により判断することになりますが、調整池、沈砂池等の排水設備の設置は必要になります。林地開発における基準と共通の考え方としております。
4	民間の事業者が、事業者所有の土地(斜面)で行う防災工事(急傾斜地の崩壊対策工事)に伴う切土もこの条例の対象事業となるのか？	事業者所有の土地(斜面)であっても、条例に定める一定規模の盛土等を行う場合は、許可が必要になります。災害復旧のために必要な応急措置として行う盛土等は許可を要しませんが、災害復旧工事の全てを許可不要としているわけではありません。
5	ガイドラインと様式が出来たときには測量設計業界等を通じて連絡は頂けませんか。	ガイドライン及び関係様式については、関係団体に通知を発出してお知らせするとともに、県ホームページで公表します。
6	500㎡以上の公共工事での残土搬出について、搬出事業者(建設業者)が県の許可を取る必要があるということでしょうか。	国、地方公共団体が発注する公共工事に係る残土搬出は許可不要としています。
7	既に処分場と採石許可を取得している会社は許可申請等は不要でしょうか。	条例の施行前から残土を受入れている公共工事残土処分場は、事業計画に変更が生じない限り、許可は不要です。採石法の許可に基づく認可区域で行う事業については、事業計画を変更して碎石採取の規模が拡大した場合も含めて、条例の許可を不要としています。
8	残土搬出の許可は、搬出事業者(建設業者)が受ける必要があるのでしょうか。	条例の許可等に係る手続きは発注者(事業者)が行うこととなります。
9	コーン指数は、今回の「条例の技術基準」で全て変更になるのか。	既に開設している公共残土を受入れる残土処分場については、現状どおりの受入条件 $qc \geq 300\text{KN/m}^2$ とします。なお、新たに計画する公共残土を受入れる残土処分場については、受入条件を $qc \geq 400\text{KN/m}^2$ とします。
10	受入条件が $qc \geq 400\text{KN/m}^2$ となった場合、公共工事で土砂改良費を対応していただけるか。	公共工事で発生した残土を残土処分場に搬入する場合、残土処分場の受入条件を満たすために行う土砂改良は、公共工事で改良費用を負担するものと考えています。
11	土質の改良について、現状では、石灰による改良となされているみたいですが改良後降雨に当たれば、また、軟弱になる可能性が大了。盛土に関しては、入念に施工管理しますが、特に、高盛土、湧水等での影響が心配になります。六価クロム・価格等の問題もあるかもしれませんが、セメント改良に変更はならないか。	土質改良の方法は、残土処分場の受入条件を満たすものとするれば良いと考えます。
12	盛土の施工管理に締固め後の仕上がり厚を30cm以下とする。転圧は機械(ブルドーザー、バックホウ)での転圧でよろしいか。	転圧の機械は、ブルドーザー、バックホウを想定しています。
13	「土木工事共通仕様書」と「建設発生土処分場造成マニュアル」と今回の「条例の技術基準」で大きく変わってきた所があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事施工管理基準については、「条例の技術基準」に基準を定めていないため、「土木工事共通仕様書」に準拠することが望ましいです。</li> <li>・「建設発生土処分場造成マニュアル」と「条例の技術基準」は、盛土材料(コーン指数)や盛土の安全率等が異なります。</li> </ul>